「FMS 用 FFRI AMC 使用許諾契約条項」新旧対照表

（下線部分は変更箇所を示す。）

現　　行	変　　更　　後
第 1 条（定義）～第 10 条（契約解除等） （記載省略） 第 11 条（完全合意） １．本契約（本製品に付属する本契約への追加条項または修正条項を含む）は本製品およびサポートサービス（該当する場合）についてのお客様と当社との間の完全なる合意で、本製品または本契約が適用されるその他の内容に関しての全ての、口頭または書面による意思表示や提案、表明等よりも優先して適用されます。 ２．サポートサービスに関する当社のポリシーまたはプログラムに定められた条項と本契約の条項との間に不一致がある場合は、本契約の条項が優先して適用されるものとします。 ３．当社は、個別にお客様と合意をすることなく本契約の内容を変更することができます。また、当社は、お客様に事前の通知を行うことなくサポートサービスの内容、その他の告知内容を変更できるものとし、当該変更がなされた場合、従前の本契約またはサポートサービスの内容、告知内容は無効となり、最新の内容が適用されるものとします。本契約の最新の内容につきましては、本条項の Web ページ(https://www.ffri.jp/products/eula/fms_amc.htm)にアクセスして参照してください。	第 1 条（定義）～第 10 条（契約解除等） （変更なし） 第 11 条（完全合意） １．本契約（本製品に付属する本契約への追加条項または修正条項を含む）は本製品およびサポートサービス（該当する場合）についてのお客様と当社との間の完全なる合意で、本製品または本契約が適用されるその他の内容に関しての全ての、口頭または書面による意思表示や提案、表明等よりも優先して適用されます。 ２．サポートサービスに関する当社のポリシーまたはプログラムに定められた条項と本契約の条項との間に不一致がある場合は、本契約の条項が優先して適用されるものとします。 ３．当社は、個別にお客様と合意をすることなく本契約の内容を変更することができます。また、当社は、お客様に事前の通知を行うことなくサポートサービスの内容、その他の告知内容を変更できるものとし、当該変更がなされた場合、従前の本契約またはサポートサービスの内容、告知内容は無効となり、最新の内容が適用されるものとします。本契約の最新の内容につきましては、本条項の Web ページ(https://www.ffri.jp/eula/fms_amc_eula_jp)にアクセスして参照してください。

第 12 条（準拠法および裁判管轄）～第 13 条（評価版等） （記載省略） ２０２６年5月２５日　　改定	第 12 条（準拠法および裁判管轄）～第 13 条（評価版等） （変更なし） ２０２６年１１月３０日　　改定